

兵庫県がん対策推進条例(仮称)の制定について

1 条例案の構成

兵庫県がん対策推進条例(仮称)

前文

第1章 総則

- 第1条 基本理念
- 第2条 県の義務
- 第3条 市町の義務
- 第4条 県民の義務
- 第5条 医療従事者の義務
- 第6条 医療保険者の義務
- 第7条 事業者の義務

第2章 がん対策推進に関する基本的施策

- 第8条 がん予防の推進
- 第9条 がんの早期発見の推進
- 第10条 医療体制の充実
- 第11条 小児・AYA世代のがん対策の推進
- 第12条 併存疾患を有する高齢者のがん対策の推進
- 第13条 女性特有のがん対策の推進
- 第14条 肝がん、アスベスト関連のがん対策
- 第15条 研究の推進
- 第16条 がん患者の療養生活の質の維持向上
- 第17条 就労支援体制の構築
- 第18条 がん教育の推進
- 第19条 がん登録制度の推進

第3章 雑則

- 第20条 審議会での調査審議
- 第21条 県民運動の推進
- 第22条 財政上の措置

2 本県条例の特色

先行40道府県の項目を網羅した上で、次の事項を条例に加えている。

- ① 県・市町・県民・医療従事者・医療保険者・事業者がすべきことを義務づけている(他府県は努力義務)。【第2条～第7条】
- ② がんゲノム医療、粒子線医療、高度放射線治療等の先端医療に係る環境整備の推進を加えている。【第10条の②】
- ③ 小児・AYA世代、併存疾患を有する高齢者世代、女性特有がんなどに応じた対策を加えている。【第11条～第13条】
- ④ 肝がん・アスベスト関連など本県特有のがん対策を加えている。【第14条】
- ⑤ 経済的に安心してがん治療を受けることができるよう、がん保険を取り扱う事業者に創意工夫を活かした商品開発等の努力義務を課している。【第7条の3】

3 条例案骨子

第1章 総則

第1条 基本理念

がん患者等を含む県民の意見を十分に尊重して推進

- 2 県、市町、がん患者を含む県民、医療従事者、医療保険者及び事業者などの適切な役割分担及び相互協力の下に一体となって推進

第2条 県の義務

国、市町、がん患者を含めた県民、医療従事者、医療保険者及び事業者その他関係機関と連携して、がん対策に関して本県の特性を踏まえた施策を総合的に実施

第3条 市町の義務

県、医療従事者及び医療保険者その他の関係機関と連携を図り、その地域の実情に応じたがんの予防、がん検診の受診率の向上等のがん対策を推進しなければならない

第4条 県民の義務

- ① がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防、がん検診の受診をしなければならない
- ② がん対策の推進について県及び市町と協働して取り組む

第5条 医療従事者の義務

県及び市町が実施するがん対策の推進に関する施策に協力し、がん患者が必要とする情報の積極的な提供、精度の高いがん検診の実施ならびにがん患者等の意向を十分に尊重した良質かつ適切な医療の提供をしなければならない

第6条 医療保険者の義務

県及び市町が実施するがん対策の推進に関する施策に協力し、がん患者が必要とする情報の積極的な提供をしなければならない

第7条 事業者の義務

従業員又はその家族ががんを予防し、又は早期に発見することが出来るよう、従業員に対するがん検診の受診の勧奨に努めるとともに、従業員又はその家族のがん検診を受ける機会の確保について、適切な配慮をしなければならない

2 従業員又はその家族ががん罹患した場合においても、当該従業員が無理なく勤務しながら、治療、療養又は看護することができるようしなければならない

3 がん患者の治療に伴う経済的負担を補う保険等を取り扱う事業者にあつては、患者ニーズに即応したサービスを提供する観点から、創意工夫を活かした商品の開発や広報に努めるものとする

第2章 基本的施策

第8条 がん予防の推進

がんの予防を推進するため、関係機関と連携し次に掲げる施策を講ずる

- ① 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙その他生活習慣の改善を推進
- ② 受動喫煙の防止を推進
- ③ 肝炎その他がんの原因となるおそれのある感染症の早期発見及び早期治療を推進

第9条 がんの早期発見の推進

がんの早期発見を推進するため、関係機関と連携し次に掲げる施策を講ずる

- ① がん検診の機会を確保するとともに受診促進の支援を推進し、県民の受診率の向上を図る
- ② がん検診実施機関ごとに検診精度の差が生じないように精度管理の充実を図り、適切ながん検診の実施を推進

第10条 医療体制の充実

がん患者が主体的に治療法などを選択し、ライフステージや居住する地域などにかかわらず、等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるようにするとともに、人材育成や、より質の高いがん医療が提供されるよう、関係機関と連携し次に掲げる施策を講ずる

- ① がん診療連携拠点病院やその他の医療機関と連携し、医療体制の強化を推進
- ② がんゲノム医療、粒子線医療、高精度放射線治療等の先端医療を、希望する県民が等しく受けられるよう、必要な環境整備を推進

<p>第 11 条 小児・AYA世代のがん対策の推進</p> <p>小児がん拠点病院とがん診療連携拠点病院の連携による切れ目のない医療提供体制の推進や、妊孕性低下や晩期障害リスクに配慮した治療（陽子線治療等）の提供など、小児・AYA(Adolescent and Young Adult)世代への対策を推進</p>
<p>第 12 条 併存疾患を有する高齢者のがん対策の推進</p> <p>がん以外の併存疾患を有する患者への総合的治療の提供など、合併症・併存症を有する高齢者への対策を推進</p>
<p>第 13 条 女性特有のがん対策の推進</p> <p>がん検診における女性医療従事者の配置など、女性特有のがん対策を推進</p>
<p>第 14 条 肝がん、アスベスト関連のがん対策</p> <p>肝がんの罹患率・死亡率を低下させるとともに、石綿ばく露者の継続的なフォローアップを行うために、検査費用の助成等の施策を講ずる</p>
<p>第 15 条 研究の推進</p> <p>がんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他の研究を促進するために必要な施策を講ずる</p>
<p>第 16 条 がん患者の療養生活の質の維持向上</p> <p>がん患者の療養生活の質の維持向上を図るために、関係機関と連携し、がん患者の状況に応じた次に掲げる施策を講ずる</p> <p>① がんと診断された時から、緩和ケアが適切に提供されるよう、必要な環境整備を推進</p> <p>② がん患者及びその家族などの意向により、その居宅等において安心して治療及び療養できるよう必要な環境整備を推進</p> <p>③ がん診療連携拠点病院及び患者会などと連携し相談支援体制の充実を推進</p>
<p>第 17 条 就労支援体制の構築</p> <p>治療や介護のための休暇制度の創設等、がん患者やその家族が働きやすい環境を整備するなど、治療と就労の両立支援を図るために必要な施策を講ずる</p>
<p>第 18 条 がん教育の推進</p> <p>市町や拠点病院、教育関係者、患者団体などと連携し、がんに関する教育の推進を図るために必要な施策を講ずる</p>
<p>第 19 条 がん登録制度の推進</p> <p>がん登録制度に基づき得られた情報が有効に活用されるよう必要な施策を講ずる</p>
<p>第 3 章 雑則</p>
<p>第 20 条 審議会における調査審議</p> <p>がん対策推進計画の策定又は変更などを調査審議する際には、健康づくり審議会に諮る</p>
<p>第 21 条 県民運動の推進</p> <p>がん対策が、市町、県民、医療従事者、医療保険者及び事業者などの関係機関が相互に連携し、主体的に取り組む運動として推進されるよう努めるものとする</p>
<p>第 22 条 財政上の措置</p> <p>県は、がん対策に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずる</p>

4 第 1 回対がん戦略部会における委員からの意見と対応案

意見（条例に盛り込むべき内容）	対応箇所
・ 家族を支える体制、患者会への支援・連携、ピアサポート	第 16 条の③
・ ライフステージ別の対策	第 10 条
・ 働き盛りの世代や小児、AYA世代のがん患者に焦点を当てた施策	第 11 条
・ 高齢化に伴い増加する合併症を有するがん患者に対する総合的な治療	第 12 条
・ 患者の意思決定への支援	第 10 条の本文 第 16 条の②
・ 肝炎やアスベストなど、兵庫県に多いがんへの対策	第 10 条の③
・ 介護休暇の促進	第 7 条の 2 第 17 条
・ 学校関係者の責務（小学校から大学まで、それぞれのステージでがんに関する知識を深める教育の実施）	第 18 条
・ がんに対する正しい知識の提供	
・ 民間のがん保険制度(在宅介護を含む)の充実	第 7 条の 3

健康づくり推進条例改正案

現行	改正案
<p>第2章 健康づくりの推進に関する施策</p> <p>第1節 基本計画等 (基本計画)</p> <p>第8条 知事は、健康づくりの総合的かつ計画的な推進を図るため、健康づくりの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 基本計画は、次に掲げる事項について定める。</p> <p>(1) 健康づくりを推進するための基本的な目標に関する事項</p> <p>(2) 健康づくりの推進に関する施策の基本的な方針</p> <p>(3) 次に掲げる分野に関する事項</p> <p>ア 生活習慣病、感染症その他の疾病（以下「生活習慣病等」という。）の健康づくり</p> <p>イ 歯及び口腔の健康づくり</p> <p>ウ 心の健康づくり</p> <p>エ その他知事が必要と認める分野</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、健康づくりを総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>3 . . .</p> <p>第2節 生活習慣病等の健康づくり (生活習慣病等の健康づくりの推進に関する施策)</p> <p>第10条 県は、生活習慣病等の健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。</p> <p>(1) 定期的に健康診断を受けることの重要性その他の生活習慣病等の予防に関する知識の普及及び啓発に関すること。</p>	<p>第2章 健康づくりの推進に関する施策</p> <p>第1節 基本計画等 (基本計画)</p> <p>第8条 知事は、健康づくりの総合的かつ計画的な推進を図るため、健康づくりの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 基本計画は、次に掲げる事項について定める。</p> <p>(1) 健康づくりを推進するための基本的な目標に関する事項</p> <p>(2) 健康づくりの推進に関する施策の基本的な方針</p> <p>(3) 次に掲げる分野に関する事項</p> <p>ア <u>がん、脳卒中、心臓病及び糖尿病等の生活習慣病並びに感染症その他の疾病</u>（以下「生活習慣病等」という。）の健康づくり</p> <p>イ 歯及び口腔の健康づくり</p> <p>ウ 心の健康づくり</p> <p>エ その他知事が必要と認める分野</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、健康づくりを総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>3 . . .</p> <p>第2節 生活習慣病等の健康づくり (生活習慣病等の健康づくりの推進に関する施策)</p> <p>第10条 県は、生活習慣病等の健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。</p> <p>(1) 定期的に健康診断を受けることの重要性その他の生活習慣病等の予防に関する知識の普及及び啓発に関すること。</p>

現行	改正案
<p>(2) 健康づくりの効果的な方法その他の生活習慣病等の予防に関する情報の提供、助言その他の支援に関すること。</p> <p>(3) 健全な食生活及び適度な運動を実践するための環境の整備に関すること。</p> <p>(4) 受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）の防止に関すること。</p> <p>(5) 健康づくり関係者等及び県が地域又は職域において実施する生活習慣病等の健康づくりの推進に関する施策又は事業の情報の交換及び調整に関すること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、生活習慣病等の健康づくりの推進を図るために必要な施策</p>	<p>(2) 健康づくりの効果的な方法その他の生活習慣病等の予防に関する情報の提供、助言その他の支援に関すること。</p> <p><u>(3) がんについては前2号のほか、医療体制の強化、療養生活の質の維持向上その他の支援に関すること。</u></p> <p><u>(4) 健全な食生活及び適度な運動を実践するための環境の整備に関すること。</u></p> <p><u>(5) フレイル（加齢とともに食欲、筋力及び認知機能その他の活力が低下し、介護を要する危険性が高くなった状態をいう。）及びロコモティブシンドローム（骨、関節及び筋肉等の運動器の障害により、介護を要する危険性が高くなった状態をいう。）その他の身体機能の低下の予防に関すること。</u></p> <p>(6) 受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）の防止に関すること。</p> <p>(7) 健康づくり関係者等及び県が地域又は職域において実施する生活習慣病等の健康づくりの推進に関する施策又は事業の情報の交換及び調整に関すること。</p> <p><u>(8) 前各号に掲げるもののほか、生活習慣病等の健康づくりの推進を図るために必要な施策</u></p>
<p>（生活習慣病等の健康づくりの推進に関する事業の支援）</p> <p>第11条 ……</p> <p>第5節 健康づくり推進員等</p> <p>……</p> <p>（財政上の措置）</p> <p>第22条 県は、健康づくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>（生活習慣病等の健康づくりの推進に関する事業の支援）</p> <p>第11条 ……</p> <p>第5節 健康づくり推進員等</p> <p>……</p> <p><u>（条例上の措置等）</u></p> <p>第22条 県は、健康づくりを推進するため、必要な<u>条例上又は財政上の措置その他の措置</u>を講ずるよう努めるものとする。</p>